

大会施設工事における災害の発生状況

(2016.7.29～2018.6.30まで)

資料2

【基本情報】

対象工事 (会場名)	新国立競技場	有明アリーナ
	有明体操競技場	有明テニスの森
	大井ホッケー競技場	海の森水上競技場
	カヌー・スラローム会場	夢の島アーチェリー会場
	オリンピックアクアティクスセンター	選手村(晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業)

1 対象期間中の工事日数

対象期間中の工事期間	28年	7月	29日	から	30年	6月	30日	まで
------------	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----

2 対象期間中の全労働者数の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数

全労働者の延べ実労働日数	1,405,488	日
全労働者の延べ実労働時間数【A】	11,363,311	時間

3 労働災害の発生状況

(1) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

	①死亡	②永久全労働不能 (1～3級)	③永久一部労働不能 (4～14級)	一時労働不能 (休業日数は、所定休日も含めた暦日数の記入)			⑦合計 (①+④+⑤+⑥)	人
				④休業8日以上	⑤休業4～7日	⑥休業1～3日		
死傷者数【B】	2人	0人	0人	8人	0人	1人	11人	人
延べ休業日数				288日	0日	3日	291日	日



度数率 (B/A) × 1,000,000	(参考) 開始～29年6月まで 2.10(191万時間) 29年7月～30年6月まで 0.74(945万時間)
0.968	

(2) 永久一部労働不能(3(1)③)の身体障害等級内別負傷者数

身体障害等級 別負傷者数(人)	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	合計
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不休災害被災労働者数

不休災害被災労働者数	89	人
うち永久一部労働不能負傷者数	0	人

4 一人親方等労働者性のない作業員の被災状況(3とは外数の関係にある)

一人親方等労働者性のない作業員の被災状況	死亡	休業4日以上	合計
	0	1	1

大会施設工事における労働災害(休業4日以上)の概要

	発生年月	災害の種類	災害発生状況
1	平成29年3月	過労自殺	下請事業場で管理業務を担当していた労働者が、過重労働に伴う精神疾患が原因で自殺したものの(10月に労災認定)。
2	平成29年4月	飛来・落下	基礎工事の工程で、安定液注入用のホースをクレーンで吊り上げ、移動させていたところ、フックに掛けていたホースの吐出口金具が外れてホースが落下し、これが下請事業場の労働者のふくらはぎに当たり骨折したものの。
3	平成29年5月	はさまれ・巻き込まれ	基礎工事の工程で、下請事業場の労働者が、杭打機とアタッチメント(バケット)を接続するため、水平方向にピンの挿入作業を行っていたところ、挿入位置の微調整のために杭打機を動かした(上下動させた)ために、ピンを持っていた手がピンと作業台の間に挟まれ骨折したものの。
4	平成29年5月	激突され	基礎工事の工程で、ロッドの玉掛け作業を行っていたところ、ワイヤロープの長さが左右で異なる状態となっていたことに気付かずにワイヤロープにテンションをかけたため、荷のロッドの片側が浮き上がり、横方向に振れ、下請事業場の労働者の足に当たり切傷したものの。
5	平成29年11月	墜落・転落	建物周囲に設置される柱内の鉄筋建込作業を行うために、建物外にある埋め戻し前の基礎・地中梁コンクリート(大きな段差がある)上を移動していたところ、段差でふらつき、基礎下まで約2.5m転落したものの。
6	平成29年12月	感染症	躯体2階フロア上で23kgの部材を持って歩行していたところ、鉄筋部に足がかかり転倒し、左膝下を擦りむいた。翌日、悪寒と被災箇所の痛みを感じ診察を受けたところ、感染症のため入院加療となった。
7	平成29年12月	はさまれ・巻き込まれ	クローラ・クレーンのブームの組立作業を行っていた際、クレーンの部材の可動部分が伸縮し、左手中指と薬指を挟まれたものの。
8	平成30年1月	はさまれ・巻き込まれ	作業構台から資材を荷降ろしするクレーンへの誘導を行っていたところ、近くの別のクレーンと作業構台の手すりとの間にはさまれたものの。
9	平成30年5月	墜落・転落	2階の梁上で、仮設構台を設置するための墨出し作業を行っていたところ、段差に足を取られ、梁上の手すりの下から墜落したものの。
10	平成30年6月	崩壊・倒壊	仮置きされたH鋼部材を移動するため、当該部材の玉掛け作業を行っていたところ、片側のワイヤーのみが掛けられた状態のときに、クレーンのオペレーターが巻き上げを行ったため、当該部材が倒れ右足が挟まれたものの。